

# きずな

令和5年5月1日号

VOL.164

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会  
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内  
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846  
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp  
URL <http://www.tamasha.jp>



## contents

P2 ■第4期玉名市地域福祉活動計画について

P4 ■令和5年度玉名市社会福祉協議会予算

P5 ■社会福祉協議会会員募集

P6 ■日本赤十字社会員募集

P7 ■令和5年度親子育ちの応援学級

■社協プレゼントQuizコーナー

P8 ■善意の寄附のご紹介

■民生委員の日活動強化週間の取り組みについて

■玉名市包括支援センター職員募集



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に発行しています。

## 第4期玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(計画期間 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

玉名市と玉名市社会福祉協議会では、地域全体で地域の「つながり」を育み、住民同士が支え合いながら、暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざして、理念や方向性を示し、住民や地域団体、事業所、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を持って、協働して地域福祉の推進に取り組むための計画を策定しました。

### 基本理念

みんなで創ろう 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまち

### 基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

多様な福祉ニーズを的確に受けとめ、それぞれ適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携強化を進めます。

#### ① わかりやすい情報提供と啓発活動の充実 ② 相談しやすい体制の構築とアウトリーチの充実

##### 自分や家族が取り組むこと

- 広報誌や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけます。
- 自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。

##### 隣近所が協力して取り組むこと

- 近所づきあいを大切にし、福祉に関する支援の情報を、お互いに気軽に交換しあえる関係を築きます。
- 隣近所の人の子育てや福祉、介護などのことで悩んでいたたり、困りごとを抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

##### 地域の組織や団体が取り組むこと

- チラシや回覧板などを活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達します。
- 生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。

##### 事業所などが取り組むこと

- 福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談機能の向上に努めます。
- 利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。

##### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 「広報誌きずな」等の情報提供の充実、訪問による相談支援
- 相談しやすい環境の整備、相談支援体制の充実、アウトリーチによる支援、関係機関との連携の強化

##### 行政が取り組むこと

- 広報等の充実、公の場の活用、相談窓口の充実、訪問型支援
- 相談支援機関の周知、アウトリーチによる支援、相談支援体制の充実、相談支援の質の向上、意思決定支援

### 基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

さまざまな福祉ニーズに対し適切なサービスが提供できるよう各種サービスの充実を図るとともに、関係機関や団体等と連携した支援ができる体制づくりを進めます。

#### ① 適切な福祉サービスの提供と量や質の充実 ② 包括的な支援の充実

##### 自分や家族が取り組むこと

- 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。
- 自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱えこまず、専門的な相談窓口を利用するよう心がけます。

##### 隣近所が協力して取り組むこと

- 隣近所で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、支援につながるよう、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。
- 隣近所の人が多岐かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

### 地域の組織や団体が取り組むこと

- 複雑かつ多問題化した生活上の課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。
- 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、地域において相談支援に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。

### 事業所などが取り組むこと

- 福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。
- 福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、地域との信頼関係を築きます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉サービスの質の向上、成年後見制度の利用促進、関係機関との連携の強化
- 包括的支援体制の構築、複雑化・複合化する課題への対応

### 行政が取り組むこと

- 適切なサービスの利用支援、福祉サービスの質の向上、福祉サービスの充実、公共交通等の検討
- 相談機関の連携、新たな地域生活課題への対応、地域を基盤とした支援体制づくり、支援が必要な人への対応、適切な虐待対応



## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

誰もが安心して暮らせるよう、隣近所などでの身近な支え合いとともに、地域ぐるみの見守りを充実し、災害などの緊急時に備え、平常時からの「顔の見える関係づくり」を進めます。

### ① 地域における支え合いや支援の強化 ② 地域ぐるみの見守り体制の充実

### ③ 災害に対する備えの強化

#### 自分や家族が取り組むこと

- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 地域での防災や減災に関する取り組みに参加します。

#### 隣近所が協力して取り組むこと

- 隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。
- 隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。

#### 地域の組織や団体が取り組むこと

- 行政区などで、地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会を充実させていきます。
- 災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。

#### 事業所などが取り組むこと

- 福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。
- 事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 支え合いの仕組みづくり、福祉協力員の活動支援
- 住民が交流しやすい環境整備、見守り活動の支援
- 緊急時に備えた見守りの仕組みづくり、近隣市町との連携強化

#### 行政が取り組むこと

- 地域活動の推進、見守り体制の充実、買い物支援
- 支え合い活動の啓発・支援、見守り活動の支援
- 避難情報等の周知、地域との連携支援、防災訓練・避難行動要支援者への支援、福祉避難所の確保

## 基本目標Ⅳ 地域で気軽につながれる環境づくり

地域住民が相互に支え合う意識づくりや、地域活動を担う人づくりを進めるため、地域での交流の場の充実や、誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を推進し、幅広い年代に向けた社会参加の環境づくりを進めます。

### ① 共に生きる社会づくり ② 交流・ふれあいの促進 ③ 地域活動の担い手の育成 ④ 地域活動やボランティア活動の推進

#### 自分や家族が取り組むこと

- 人権や福祉について理解を深めます。

- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。

**地域の組織や団体が取り組むこと**

- 地域や行政区で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。
- ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みを進めます。

**事業所などが取り組むこと**

- 地域から協力依頼されたときは、積極的に協力し、地域住民への学ぶ機会の提供に努めます。
- 積極的に地域における取り組みを検討します。

**社会福祉協議会が取り組むこと**

- 福祉教育の充実、交流の場の充実、地域活動への支援、担い手の育成
- ボランティアに関する情報の提供、ボランティア団体の連携強化

**行政が取り組むこと**

- 人権教育及び福祉教育の充実、教育に参加しやすい環境整備
- 交流の場の充実、公共施設整備
- 地域活動の周知・啓発、地域活動の担い手の育成
- ボランティア育成支援、公共施設の開放

～ 計画の推進に向けて ～

**連携と協働**

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、生活に関わるさまざまな事業所、団体が地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、市民、地域、社会福祉協議会、行政がさまざまな団体と連携し、ともに協力しあい、地域福祉の充実のために取り組んでいきます。

計画書の全体版と概要版は玉名市と玉名市社会福祉協議会のホームページでご覧いただけます。

玉名市社会福祉協議会ホームページ内の掲載サイト：

<http://www.tamasha.jp/business/detail.php?d=102>



QR コード (掲載サイト) ▶

**令和5年度 玉名市社会福祉協議会予算**

**■社会福祉事業(社協活動拠点区分)**

収入の部 (単位:千円)	
会 費	6,970
寄 附 金	6,740
経常経費補助金	88,563
受 託 金	151,623
事 業	29,453
資金貸付事業	2,016
介護保険事業	56,408
障害福祉サービス事業	14,292
受取利息配当金	1,208
その他の収入	6,273
投資有価証券売却収入	50,000
事業区分間繰入金収入	5,226
サービス区分間繰入金	2,800
明細区分間繰入金	0
積み立て資産取崩	993
前年度末支払資金残高	7,332
<b>合 計</b>	<b>429,897</b>

支出の部 (単位:千円)	
人 件 費	228,857
事 業 費	74,006
事 務 費	54,875
貸付事業	2,000
助 成 金	8,474
固定資産取得	500
投資有価証券取得	50,000
積立資産	1,250
サービス区分間繰入金	2,800
明細区分間繰入金支出	0
その他の支出	7,135
<b>合 計</b>	<b>429,897</b>

**■公益事業(包括支援センター拠点区分)**

収入の部 (単位:千円)	
受 託 金	109,720
介護保険事業	21,679
積立資産取崩収入	0
その他の収入	936
<b>合 計</b>	<b>132,335</b>

支出の部 (単位:千円)	
人 件 費	103,110
事 業 費	9,673
事 務 費	7,574
積立資産支出	709
事業区分間繰入金支出	5,226
その他の支出	6,043
<b>合 計</b>	<b>132,335</b>

# 令和5年度 社協会員募集

## 社会福祉協議会会員の募集にご協力お願いいたします

日頃より社会福祉協議会の事業推進にあたり、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。  
社会福祉協議会では、市民の皆様の幅広いニーズに応えるために地域福祉事業として、子育て支援事業、介護保険事業、低所得者世帯への資金貸付事業、福祉機器の貸出事業、福祉教育事業、そして権利擁護事業等の様々な事業を実施しています。

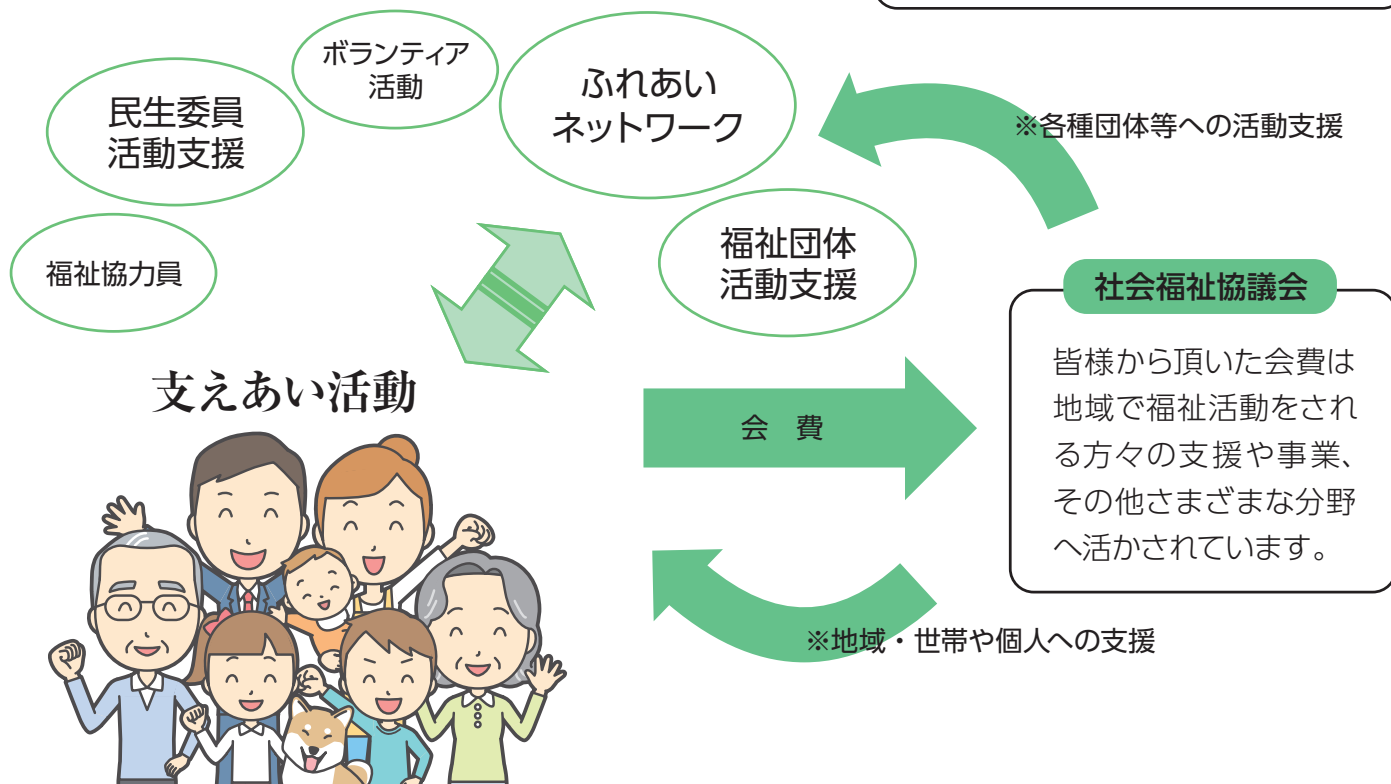
少子高齢化の進行・人口減少や景気の低迷など私たちを取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、こうした中、さらに複雑多様化する福祉ニーズへの的確な対応が望まれ、それに応えるサービスの開発・実施のため、多くの財源の確保が必要となっています。

皆様から寄せられる「社協会費」は、玉名市民が相互に支え合うネットワークづくり等の必要なサービスを実施するための貴重な財源となります。是非、玉名市社会福祉協議会の地域福祉活動にご賛同いただき、玉名市の福祉推進のため、社協会員へのご加入をお願いします。

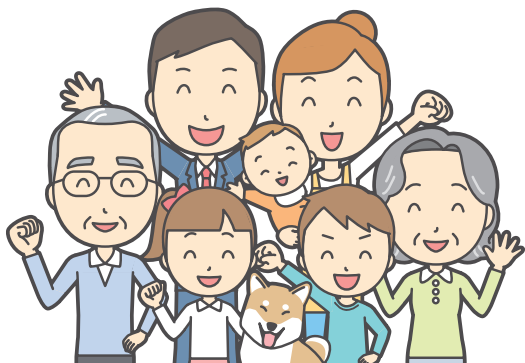
募集方法等については行政区で異なりますので、会員への加入をご希望の方は玉名市社会福祉協議会（TEL：71-0080）へお尋ねください。

### 社協会費種類【年額】

特別会員（1口）	10,000 円以上
賛助会員（1口）	1,000 円以上
一般会員（1世帯）	500 円



### 支えあい活動



#### 【事業のご紹介】

##### ●ふれあいネットワーク（校区社協）活動助成

地域の代表及び団体で組織化された校区等を単位として、会費の最大70%の活動費助成をします。このネットワークにより地域間の連絡調整、見守り活動及び地域の交流活動を促します。

##### ●福祉協力員設置事業

地域ボランティアとして行政区ごとに50世帯あたりに1人を基本に設置します。



# 日本赤十字社の活動にご支援とご協力をお願いします。

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を掲げて、国内外の様々な活動を展開しています。

日本赤十字社が行う国内外における自然災害救援活動、武力紛争による難民支援や復興支援、健康で安全な生活をすごすための知識・技術の普及、ボランティア組織による赤十字奉仕団活動などの事業は会員の皆様からお寄せいただいた会費によって支えられております。

## 日本赤十字社の会員とは

日本赤十字社の会員とは、赤十字の人道的な活動に賛同し、目安として毎年 500 円以上の資金協力（会費納入）をしていただく方のことで、個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。

中でも、年会費 2,000 円以上をご協力の方には、ご希望により、日本赤十字社の運営参画の支援者（日本赤十字社法上の「社員」）として登録させていただき、併せて赤十字活動の機関紙等を送付いたします。ご希望される方は、日本赤十字社玉名市地区までご相談ください。

## 赤十字活動資金の使い道

1 皆さまからのご寄付 (赤十字活動資金)

2 平時の備え

3 災害発生

4 被災地での活動

5 未来へつなげる

日本赤十字社 Japanese Red Cross Society

被災地へ出発

被災地で行う活動 1 医療救護

被災地で行う活動 2 ところのケア

被災地で行う活動 3 血液製剤の供給

地域防災力の向上

子どもたちへの防災教育

赤十字活動資金にあなたかご協力をお願いします

災害時に迅速に対応するため、災害救援訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています。

被災地で迅速に医療救援活動を展開するため様々な災害を想定した訓練を実施。

ボランティア育成 災害時はもちろん、日頃から地域・学校で活躍するボランティアを育成します。

救援物資の備蓄 災害時に必要となる物資を、様々な拠点に配備しています。

主な救援物資 緊急セット、安眠セット、毛布

被災地での活動 1 医療救護 被災地の医療ニーズに合わせ、救援所の設置や巡回診療を行います。

被災地での活動 2 ところのケア 災害はここにも大きな傷を残します。少しでもここが休まるよう寄り添います。

被災地での活動 3 血液製剤の供給 全国の血液センターが連携し、災害時も必要な血液を安定的に供給します。

地域防災力の向上 地域の自助・共助の力を高めるため、いのちを守る知識と技術を伝えるセミナーを実施しています。

子どもたちへの防災教育 未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と、自ら考え生き抜く力を。

全国的な赤十字が連携し、被災地に向けて職員を派遣する準備をします。

今後、発生が予想される大規模災害に備えるためにも...

日本赤十字社玉名市地区 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内

- 玉名地区 (玉名市福祉センター内) TEL71-0080
- 岱明地区 (岱明防災コミュニティセンター内) TEL57-5001
- 横島地区 (横島総合保健福祉センター内) TEL84-2228
- 天水地区 (天水市民センター内) TEL82-3737

# 令和5年度 親子育ちの応援学級

子育てにおいて、不安を感じる保護者の方が子どもの特性に合った接し方を学ぶことでうまくいくこともたくさんあります。子どもへの関わり方と心の姿勢を学ぶ「親子育ちの応援学級」を開催します。

**参加無料**



講師：三浦佑子氏  
九州AST気功クリニック

27年間保育士として勤務しながら心理学を学び、「子どもたちを幸せにするためには、幸せなお母さんをたくさん生み出すことが必要」と、保育士から心理カウンセラーへ。講演活動や個人及び家族カウンセリング、他にも保育士や心理カウンセラーを養成し適切な育児支援の拡大を目指されています。

**時間** 10:00～12:00

**場所** 〒865-0016玉名市岩崎88-4  
玉名市福祉センター 会議室B

**内容** 講話(70分) 語りば(50分)  
※語りばは子育ての悩みを講師や参加者とお話できる場です。

**定員** 会場参加・Zoom参加ともに**先着20名**

**対象者** 玉名市にお住まいで、発達に気がかりのある子どもがいる保護者または家族の方

※子どもを支援する方や事業所も参加は可能ですが、玉名市に拠点がある場合に限りです。

**第1回** 5月17日(水) 6月17日(土) 生まれてきてくれてありがとう～ようこそこの世界に～

**第2回** 7月19日(水) 8月19日(土) 気持ちを整える時間～感情のコントロール～

**第3回** 9月20日(水) 10月21日(土) 子は親の鏡～愛を紡いでいく～ ※申込締切は各開催日の1週間前までです。

同じテーマで平日開催と休日開催を設けておりますので、ご都合つかれる日程に是非ご参加ください。

※一度参加された方でも参加可能です。ただし、初めて参加された方を優先しますので、その際はお断りさせていただくこともございます。ご了承ください。

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

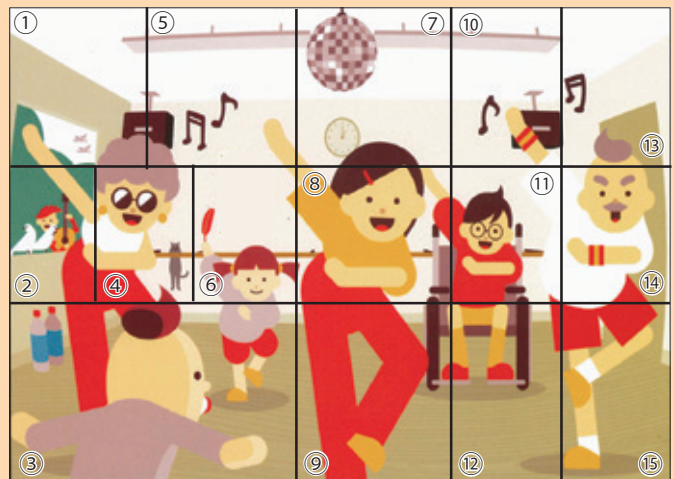
TEL:0968-73-9050

お申し込みは、QRコードまたは、  
電話からお申し込みください。



## 社協プレゼントQuizコーナー

Q1. 赤い羽根共同募金のイラストです。間違いが10か所あります。①～⑮の番号でお答えください。



### 【応募方法】

官製ハガキに社協プレゼントと問題の答え、住所(玉名市の方のみ)、氏名、年齢、ご意見ご要望を記入のうえ、下記までご郵送ください。全問正解者の中から抽選で10名の方に1,000円相当のクオカードをプレゼントします。申込締切は5月23日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

社協プレゼント

Q1.①.②.③.④.⑤.  
⑥.⑦.⑧.⑨.⑩  
〒□□□-□□□□  
玉名市△△△△  
玉名太郎 ○○歳  
ご意見



QRコードからの  
応募もできます!

応募先

〒865-0016 玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター内  
玉名市社会福祉協議会 宛

## 善意の寄附のご紹介

(令和5年3月1日～令和5年3月31日受付まで)  
 次の方々から社会福祉協議会にご寄附いただきました。ご厚意に感謝いたしますとともに、玉名市の福祉の充実のために大切に使用させていただきます。(敬称略・順不同)

### 【一般寄附】

●有明中学校 栗田美誠

●玉名市グラウンドゴルフ協会代明支部

………《香典返し》………  
 次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。(敬称略・順不同)

- |  |  |
|--|--|
| (玉名町地区)<br>吉永幸洋 (亡母 禮子)<br>青瀬隆志 (亡母 富士子)<br>松本順子 (亡夫 晃)<br>高間秀幸 (亡母 久美)<br>桑野 博 (亡母 ムツエ)<br>坂口順子 (亡夫 保範)<br>(築山地区)<br>中島聖子 (亡母 クミ子)<br>水田 忍 (亡夫 尚)<br>久保田泰明 (亡母 ユリ子)<br>杉森美喜夫 (亡父 學)<br>(滑石地区)<br>坂口アヤ子 (亡母 坂本フミエ)<br>荒木賢士 (亡母 恵美子)<br>(豊水地区)<br>磯谷裕子 (亡母 マサ子)<br>(伊倉地区)<br>木下鈴子 (亡夫 喜久男)<br>(八嘉地区)<br>坂西良一 (亡母 ヤエ子)<br>木本網代 (亡母 加藤トモエ)<br>(小田地区)<br>有吉喜久男 (亡妻 藤子) | (月瀬地区)<br>金森一弘 (亡母 律子)<br>(大野地区)<br>岩崎達也 (亡母 ヤスエ)<br>柴尾金治 (亡母 芳子)<br>木村勝馬 (亡妻 紀代子)<br>國本幸勝 (亡母 勝子)<br>宇都宮眞美 (亡夫 壽雄)<br>(高道地区)<br>國本伍市 (亡妻 春代)<br>高本ヒツミ (亡夫 正昭)<br>雪田和浩 (亡母 ヒロム)<br>村田次人 (亡妻 スナ子)<br>虎本壽美 (亡夫 昭次)<br>北岡龍治 (亡父 進)<br>(銅地区)<br>西濱秀光 (亡母 千鳥)<br>(横島地区)<br>村上直人 (亡母 豊子)<br>高瀬俊春 (亡妻 千代女)<br>(小天地区)<br>吉田東洋 (亡母 松子)<br>(小天東地区)<br>上井由美子 (亡夫 隆) |
|--|--|

## 「民生委員の日」活動強化週間の取り組みについて

5月12日は「民生委員の日」です。民生委員の担当地区等において活動を実施します。

期間：5月12日～5月18日

内容：登下校時の見守りあいさつ運動

※地区ごとに取り組み時期が異なります。

### 民生委員とは

民生委員・児童委員は、担当する地域で暮らしながら地域のみなさんの生活上の困りごとや介護・医療・子育ての不安など相談を受け、必要な支援ができるよう関係機関につないでいます。



## 令和5年度玉名市包括支援センター

### 職員募集!

玉名市包括支援センターは、玉名市から委託を受けて玉名市社会福祉協議会が運営しています。高齢者の相談窓口として様々な相談を受け、様々な人や機関と連携しながらチームで対応していきます。

応募資格 次のいずれかの資格を有する方

・社会福祉士 ・保健師または看護師 ・主任介護支援専門員 ・介護支援専門員

雇用形態 ・正職員 ・嘱託職員(常務・短時間勤務含む) ・臨時職員(短時間勤務含む)

雇用形態・勤務時間などについては相談に応じますので、ぜひお問合せください。

給 与 本会規程による。

問合せ先 玉名市社会福祉協議会 (☎71-0080) または、玉名市包括支援センター (☎71-0285)

## 無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14:00～16:00 (1組30分)
- ◆場 所 玉名市福祉センター
- ◆申 込 み 事前予約制(相談日の前日正午まで)  
 玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080  
 ※玉名市に居住する方が対象です。  
 ※相談回数は年度内1回のみです。  
 ※相談内容によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。